

令和 3 年度
大阪府農業振興地域整備審議会

議案書

第1号議案

大阪府農業振興地域整備基本方針の 変更

○変更案について

○農用地区域内農地面積の目標について

第2号議案

大阪府農業振興地域の變更

- 變更概要
- 變更内容説明

第3号議案

おおさか農政アクションプラン評価・点検 部会の変更

○運営要領（案）

○新旧対照表

大阪府農業振興地域整備基本方針の変更について

I. 大阪府農業振興地域整備基本方針について

○都道府県知事が定める「農業振興地域整備基本方針」は、「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」という。）に規定された、国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」（以下「国基本指針」という。）に基づき、農振法第4条の規定により、おおむね10年を見通して定めるものである。令和2年12月、国基本指針が改定されたことに伴い、平成30年9月策定の現基本方針を、農振法第5条の規定により変更するものである。

II. 現基本方針策定（平成30年10月）以降に制定された主な法律及び計画

- 食料・農業・農村基本計画の改正（令和2年3月）
 - ・農業の成長産業化に向けた農政改革を引き続き推進
 - ・中小・家族経営など多様な経営体の生産基盤の強化を通じた農業経営の底上げ

III. 国基本指針の変更（令和2年12月8日）

- 確保すべき農用地面積
 - ・令和元年：400.2万ha⇒令和12年：397万ha
 - ※3万haの減
- 都道府県基本方針の目標面積の設定基準を策定
- 多面的機能支払制度等による共同活動への支援
- 営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備
- 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

IV. 府基本方針の要旨

- 関係法の改正及び制定によるもののほか、府独自の施策の内容を反映。
 - ・大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例
→大阪版認定農業者制度、農空間保全地域制度
 - ・農地中間管理事業の推進に関する基本方針
→10年後における利用集積目標を25%と設定
- 農用地区域内農地面積の目標について（目標年次：令和12年）
 - ・過年度のすう勢より面積減少要素を分析し、今後の減少傾向を推定
→転用、荒廃農地化等（△193ha）
 - ・施策効果による荒廃防止及び再生・追加面積を推定し、目標面積に反映
→農空間条例及び農地中間管理事業の取り組みによる荒廃農地の発生防止及び再生、事業実施による農用地区域の追加指定（+103ha）
 - ・令和元年：4,733ha ⇒ 令和12年：4,643ha
※90haの減 →（別紙参照）

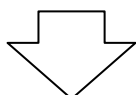
<今後のスケジュール>

- 本審議会での審議
↓
- 関係機関との調整、市町村意見照会
↓
- パブリックコメント聴取
↓
- 国との協議
↓
- 公報登載、大阪府ホームページでの公開（確定）

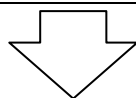
農用地区域内農地面積の目標について（案）

- これまでのすう勢及び今後取り組むべき施策による効果を踏まえ、目標年（令和12年）における農用地区域内の農地面積の目標を設定

令和元年現在の農用地区域内の農地面積	4,733 ha
--------------------	----------



すう勢による減少	減少値
農用地区域からの除外	△ 20 ha
荒廃農地の発生	△ 173 ha
計	△ 193 ha



これまでのすう勢が今後も継続した場合の令和12年時点の農用地区域内の農地面積	4,540 ha
----------------------------------------	----------

施策効果による増加	増加値	関連施策
施策の実施等による荒廃農地の発生防止	+ 22 ha	農空間条例 中間管理事業
荒廃農地の解消	+ 58 ha	農空間条例
事業の実施等による農用地区域への編入	+ 23 ha	ほ場整備事業
計	+ 103 ha	

令和12年の農用地区域内の農地面積目標	4,643 ha
---------------------	----------

大阪府農業振興地域整備基本方針（変更案）新旧対照表

新	旧（平成 30 年 9 月策定）
<p>第 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項</p> <p>1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方</p> <p>農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源涵(かん)養、自然環境の保全、防災、ヒートアイランド現象の緩和、良好な景観の形成等、多様な公益的機能を適切に発揮させるうえで必要であることから、この貴重な府民の財産である農地を後世に引き継いでいくことが重要である。</p> <p>このため、国の「農用地等の確保等に関する基本指針（<u>令和 2 年</u> 12 月策定、以下「基本指針」という。）」に基づく農地の確保と有効利用をはじめ、大阪府の都市農業の実情に沿った施策を推進するため独自に制定した「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（<u>平成 30 年 4 月改正施行</u>、以下「都市農業・農空間条例」という。）」や「大阪府新農林水産業振興ビジョン」「新たなおおさか農政アクションプラン」により、農業の担い手の育成・確保をはじめ、農地の確保及び効率的かつ安定的な利用促進、農業生産基盤の整備及び施設の管理体制の強化、新鮮で安全安心な農産物の生産拡大等の実施により、都市農業の推進と農空間の保全と活用を図ることとしている。</p> <p>（中略）</p>	<p>第 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項</p> <p>1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方</p> <p>農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源涵(かん)養、自然環境の保全、防災、ヒートアイランド現象の緩和、良好な景観の形成等、多様な公益的機能を適切に発揮させるうえで必要であることから、この貴重な府民の財産である農地を後世に引き継いでいくことが重要である。</p> <p>このため、国の「農用地等の確保等に関する基本指針（<u>平成 27 年</u> 12 月策定、以下「基本指針」という。）」に基づく農地の確保と有効利用をはじめ、大阪府の都市農業の実情に沿った施策を推進するため独自に制定した「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（<u>平成 20 年 4 月施行</u>、以下「都市農業・農空間条例」という。）」や「大阪府新農林水産業振興ビジョン」「新たなおおさか農政アクションプラン」により、農業の担い手の育成・確保をはじめ、農地の確保及び効率的かつ安定的な利用促進、農業生産基盤の整備及び施設の管理体制の強化、新鮮で安全安心な農産物の生産拡大等の実施により、都市農業の推進と農空間の保全と活用を図ることとしている。</p> <p>（中略）</p>

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標

① 確保すべき農用地等の面積の目標年及び目標設定の基準年

確保すべき農用地等の面積の目標年は令和12年とし、目標設定の基準年は令和元年とする。

- ② 令和12年において確保すべき農用地区域内の農地（耕地）面積の目標面積目標は、転用を目的とした農用地区域からの除外や荒廃農地の発生など、最近年のすう勢が令和12年まで同様に継続し、農用地区域内農地の面積が減少した場合の農地面積に、農業振興地域制度の適切な運用及び諸施策を通じた農用地等の確保に向けた取組みの効果を想定して設定する。

府内の基準年の農用地区域内農地面積は 4,803 ヘクタールで、そのうち荒廃農地を除いた耕地面積は 4,733 ヘクタールあり、目標年における確保すべき農用地等の面積については、4,643 ヘクタール（令和元年から 90 ヘクタールの減）を目標として設定する。

設定基準は「基本指針」に示されている「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」とする。

（中略）

2 農業上の土地利用の基本的方向（農業地帯別）

（中略）

市街地は、近郊に周辺山系や海辺を有し、淀川、大和川などの河川や丘陵部によって区分されており、令和元年7月1日現在の人口は、約 882 万人となっている。

（中略）

府内人口は現在約 882 万人であるが、令和9年には約 833 万人となる

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標

① 確保すべき農用地等の面積の目標年及び目標設定の基準年

確保すべき農用地等の面積の目標年は平成 37 年とし、目標設定の基準年は平成26年とする。

- ② 平成37年において確保すべき農用地区域内の農地（耕地）面積の目標面積目標は、転用を目的とした農用地区域からの除外や荒廃農地の発生など、最近年のすう勢が平成37年まで同様に継続し、農用地区域内農地の面積が減少した場合の農地面積に、農業振興地域制度の適切な運用及び諸施策を通じた農用地等の確保に向けた取組みの効果を想定して設定する。

府内の基準年の農用地区域内農地面積は 4,651 ヘクタールで、そのうち荒廃農地を除いた耕地面積は 4,608 ヘクタールあり、目標年における確保すべき農用地等の面積については、4,584 ヘクタール（平成26年から 24 ヘクタールの減）を目標として設定する。

設定基準は「基本指針」に示されている「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」とする。

（中略）

2 農業上の土地利用の基本的方向（農業地帯別）

（中略）

市街地は、近郊に周辺山系や海辺を有し、淀川、大和川などの河川や丘陵部によって区分されており、平成29年10月1日現在の人口は、約 883 万人となっている。

（中略）

府内人口は現在約 883 万人であるが、平成39年には約 833 万人となると

と想定され（「大阪府の将来推計人口の点検について」から試算）、本格的な人口減少社会の到来による世帯数の減少が見込まれることから、既存ストックの有効活用を優先し、農地からの土地利用の転換を抑制するとともに、「大阪府土地利用基本計画」との整合を図る。

想定され（「大阪府の将来推計人口の点検について」から試算）、本格的な人口減少社会の到来による世帯数の減少が見込まれることから、既存ストックの有効活用を優先し、農地からの土地利用の転換を抑制するとともに、「大阪府土地利用基本計画」との整合を図る。

新

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
(指定予定地域)

(単位：h a)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
北部 農業地帯	能勢地域 (能勢町)	能勢町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 3,542 (農用地面積 1,298)
	豊能地域 (豊能町)	豊能町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,756 (農用地面積 <u>297</u>)
	茨木地域 (茨木市)	茨木市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 <u>2,284</u> (農用地面積 <u>513</u>)
	高槻地域 (高槻市)	高槻市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,078 (農用地面積 <u>453</u>)
	北部 計		総面積 <u>9,660</u> (農用地面積 <u>2,561</u>)
中部 農業地帯	枚方地域 (枚方市)	枚方市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 320 (農用地面積 58)
	<u>四條畷地域</u> (<u>四條畷市</u>)	<u>四條畷市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域</u>	<u>総面積 114</u> (<u>農用地面積 59</u>)
	八尾地域 (八尾市)	八尾市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 140 (農用地面積 85)
	柏原地域 (柏原市)	柏原市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,180 (農用地面積 <u>177</u>)
	中部 計		総面積 <u>1,754</u> (農用地面積 <u>379</u>)
南河内 農業地帯	羽曳野地域 (羽曳野市)	羽曳野市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,222 (農用地面積 <u>657</u>)
	富田林地域 (富田林市)	富田林市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,213 (農用地面積 <u>644</u>)
	河内長野地域 (河内長野市)	河内長野市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,456 (農用地面積 381)
	太子地域 (太子町)	太子町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 <u>707</u> (農用地面積 <u>491</u>)
	河南地域 (河南町)	河南町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,485 (農用地面積 <u>502</u>)
	千早赤阪地域 (千早赤阪村)	千早赤阪村のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 934 (農用地面積 <u>212</u>)
	南河内 計		総面積 <u>9,017</u> (農用地面積 <u>2,887</u>)
泉州 農業地帯	堺地域 (堺市)	堺市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,007 (農用地面積 645)
	和泉地域 (和泉市)	和泉市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 3,447 (農用地面積 <u>1,150</u>)
	岸和田地域 (岸和田市)	岸和田市のうち都市計画法の市街化区域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 <u>2,767</u> (農用地面積 <u>886</u>)
	貝塚・熊取地域 (貝塚市・熊取町)	貝塚市及び熊取町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等並びに貝塚市の自然公園法の国定公園の特別保護地区を除いた区域	総面積 1,780 (農用地面積 391)
	泉佐野・田尻地域 (泉佐野市・田尻町)	泉佐野市及び田尻町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 <u>1,120</u> (農用地面積 <u>465</u>)
	泉南地域 (泉南市)	泉南市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 987 (農用地面積 <u>361</u>)
	泉州 計		総面積 <u>12,108</u> (農用地面積 <u>3,898</u>)
大阪府	合計		総面積 <u>32,539</u> (農用地面積 <u>9,725</u>)

(注) 総面積：農用地面積のほか農業用施設用地、山林等を含めた農業振興地域として指定することを相当とする面積
農用地面積：農業振興地域として指定することを相当とする土地のうち田、畑、樹園地及び採草放牧地の面積
(令和元年12月31日現在の確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査の面積及び府調べ)

旧 (平成30年9月策定)

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
(指定予定地域)

(単位：h a)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
北部 農業地帯	能勢地域 (能勢町)	能勢町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 3,542 (農用地面積 1,298)
	豊能地域 (豊能町)	豊能町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,756 (農用地面積 <u>296</u>)
	茨木地域 (茨木市)	茨木市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 <u>2,294</u> (農用地面積 <u>514</u>)
	高槻地域 (高槻市)	高槻市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,078 (農用地面積 <u>447</u>)
	北部計		総面積 <u>9,670</u> (農用地面積 <u>2,555</u>)
中部 農業地帯	枚方地域 (枚方市)	枚方市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 320 (農用地面積 58)
	(追加)		
	八尾地域 (八尾市)	八尾市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 140 (農用地面積 85)
	柏原地域 (柏原市)	柏原市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,180 (農用地面積 <u>178</u>)
	中部計		総面積 <u>1,640</u> (農用地面積 <u>321</u>)
南河内 農業地帯	羽曳野地域 (羽曳野市)	羽曳野市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 <u>1,222</u> (農用地面積 <u>658</u>)
	富田林地域 (富田林市)	富田林市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,213 (農用地面積 <u>652</u>)
	河内長野地域 (河内長野市)	河内長野市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,456 (農用地面積 381)
	太子地域 (太子町)	太子町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 <u>708</u> (農用地面積 <u>492</u>)
	河南地域 (河南町)	河南町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,485 (農用地面積 <u>510</u>)
	千早赤阪地域 (千早赤阪村)	千早赤阪村のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 934 (農用地面積 <u>204</u>)
	南河内計		総面積 <u>9,018</u> (農用地面積 <u>2,897</u>)
泉州 農業地帯	堺地域 (堺市)	堺市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,007 (農用地面積 645)
	和泉地域 (和泉市)	和泉市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 3,447 (農用地面積 <u>1,152</u>)
	岸和田地域 (岸和田市)	岸和田市のうち都市計画法の市街化区域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 <u>2,768</u> (農用地面積 <u>807</u>)
	貝塚・熊取地域 (貝塚市・熊取町)	貝塚市及び熊取町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等並びに貝塚市の自然公園法の国定公園の特別保護地区を除いた区域	総面積 1,780 (農用地面積 391)
	泉佐野・田尻地域 (泉佐野市・田尻町)	泉佐野市及び田尻町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 <u>1,111</u> (農用地面積 <u>464</u>)
	泉南地域 (泉南市)	泉南市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 987 (農用地面積 <u>362</u>)
	泉州計		総面積 <u>12,100</u> (農用地面積 <u>3,821</u>)
大阪府	合計		総面積 <u>32,428</u> (農用地面積 <u>9,594</u>)

(注) 総面積：農用地面積のほか農業用施設用地、山林等を含めた農業振興地域として指定することを相当とする面積
農用地面積：農業振興地域として指定することを相当とする土地のうち田、畑、樹園地及び採草放牧地の面積
(平成27年12月31日現在の確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査の面積を基に、市街化区域編入の面積を減じて掲げた)(面積は概ねの面積で府調べ)

大阪府農業振興地域整備基本方針（変更案）新旧対照表

新	旧（平成 30 年 9 月策定）
<p>第 3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項</p> <p>(1) 農業生産基盤の整備及び開発の方向 (中略)</p> <p>(2) 農業地帯別の構想</p> <p>① 北部農業地帯 (中略)</p> <p>② 中部農業地帯</p> <p>金剛生駒山系の山間部及び丘陵部においては、農地の持続的かつ安定的な利用を確保するため、小規模な農業用施設等の整備を含む、きめ細やかな対策を進めるとともに、<u>持続的かつ安定的な農業経営を推進するため、ほ場整備など生産基盤の整備を進める。</u></p> <p>市街地周辺においては、安定した農業用水の確保のため、ため池や用排水施設等の改修を進めるとともに、府民の農業に対する理解啓発を深めるため、水辺環境の保全や環境学習に取り組む。</p>	<p>第 3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項</p> <p>(1) 農業生産基盤の整備及び開発の方向 (中略)</p> <p>(2) 農業地帯別の構想</p> <p>① 北部農業地帯 (中略)</p> <p>② 中部農業地帯</p> <p>金剛生駒山系の山間部及び丘陵部においては、農地の持続的かつ安定的な利用を確保するため、小規模な農業用施設等の整備を含む、きめ細やかな対策を進めるとともに、<u>府民協働による農空間保全活動を通じた荒廃農地対策などを行う。</u></p> <p>市街地周辺においては、安定した農業用水の確保のため、ため池や用排水施設等の改修を進めるとともに、府民の農業に対する理解啓発を深めるため、水辺環境の保全や環境学習に取り組む。</p>

大阪府農業振興地域整備基本方針 (案)

令和3年 月

大 阪 府

目 次

第 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	．．．．．(1P)
第 2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項（指定予定地域）	．．．．．(6P)
第 3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	．．．．．(8P)
第 4 農用地等の保全に関する事項	．．．．．(9P)
第 5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	．．．．．(10P)
第 6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項	．．．．．(20P)
第 7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	．．．．．(23P)
第 8 第 5 に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	．．．．．(24P)
第 9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	．．．．．(25P)

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源涵(かん)養、自然環境の保全、防災、ヒートアイランド現象の緩和、良好な景観の形成等、多様な公益的機能を適切に発揮させるうえで必要であることから、この貴重な府民の財産である農地を後世に引き継いでいくことが重要である。

このため、国の「農用地等の確保等に関する基本指針（令和2年12月策定、以下「基本指針」という。）」に基づく農地の確保と有効利用をはじめ、大阪府の都市農業の実情に沿った施策を推進するため独自に制定した「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成30年4月改正施行、以下「都市農業・農空間条例」という。）」や「大阪府新農林水産業振興ビジョン」「新たなおおさか農政アクションプラン」により、農業の担い手の育成・確保をはじめ、農地の確保及び効率的かつ安定的な利用促進、農業生産基盤の整備及び施設の管理体制の強化、新鮮で安全安心な農産物の生産拡大等の実施により、都市農業の推進と農空間の保全と活用を図ることとしている。

具体的には、農業振興地域で農用地区域外にある優良な集団的農地については農用地区域の編入を促進することとし、現時点において農用地区域の編入が困難な場合であっても、農地中間管理事業等の活用や、農業生産基盤整備事業等の導入の検討により、農用地区域の編入に向けた取組みを積極的かつ継続的に行い、将来に向け、集団的な優良農地の確保に努めるものとする。

また、農用地区域からの除外については、市町村が定める農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）の達成に支障を及ぼさないよう農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月法律第58号、以下「農振法」という。）の適切な制度運用を通じて抑制を図るとともに、大規模な開発計画等については、今後の農業振興への影響等について関係機関と十分協議を行い、適切な対応を図るものとする。

また、農業振興地域外にある集団的農地については、関係市町村との協議を行うとともに、地域の意向や今後の土地利用の動向等を踏まえたうえで、農業振興地域の新規指定及び拡大に向けた取組みを積極的に推進する。

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標

① 確保すべき農用地等の面積の目標年及び目標設定の基準年

確保すべき農用地等の面積の目標年は令和12年とし、目標設定の基準年は令和元年とする。

② 令和12年において確保すべき農用地区域内の農地（耕地）面積の目標

面積目標は、転用を目的とした農用地区域からの除外や荒廃農地の発生など、最近年のすう勢が令和12年まで同様に継続し、農用地区域内農地の面積が減少した場合の農地面積に、農業振興地域制度の適切な運用及び諸施策を通じた農用地等の確保に向けた取組みの効果を想定して設定する。

府内の基準年の農用地区域内農地面積は 4,803 ヘクタールで、そのうち荒廃農地を除いた耕地面積は 4,733 ヘクタールあり、目標年における確保すべき農用地等の面積については、4,643 ヘクタール（令和元年から 90 ヘクタールの減）を目標として設定する。

設定基準は「基本指針」に示されている「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」とする。

(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組みの推進

① 農地の保全・有効利用

「農振法」、「農地法（昭和 27 年 7 月法律第 229 号）」等のさらなる適正な運用を図るとともに、農地中間管理事業等の活用により、効率的かつ安定的な経営を行う農業者への農地の集積・集約化を促進し、優良農地のより効率的な利用を図る。

また、「都市農業・農空間条例」に基づく大阪版認定農業者制度等による農業経営の安定化及び不作付地の改善や、農空間保全地域制度による優良農地の積極的な保全・活用を進め、荒廃農地の発生防止及び再生を図る。

さらには、棚田保全など府民協働による農地保全活動の推進や、「多面的機能支払制度」等の活用、「農空間づくりプラン事業」等の実施により、地域力の強化向上を図り、荒廃農地の発生防止及び再生に向けた取組みを進めるとともに、防災協力農地の拡大や、農業用水路やため池を活用した防災訓練の実施などを通じ、府民の農業・農空間に対する理解向上を図るため、農地・農業用施設の保全・活用を推進する。

② 農業生産基盤の整備

農業生産基盤の整備は、農業の継続性及び安定性確保のために必要不可欠であり、農地の利用促進を図るための農地、農道等の整備や、ため池、井堰、農業用排水路等の老朽化対策や長寿命化対策など、ファシリティマネジメントの取組みにより、持続的かつ安定的な施設機能の確保を図る。

また、地域の実状に応じて農業集落道などの生活環境整備を行い、快適な農村環境の整備を進める。

③ 非農業的土地需要への対応（公用公共用施設の整備との調整）

やむを得ず農地転用を目的とした農用地区域からの除外を行う場合においては、周辺農用地区域における農業上の利用に支障が生じないことはもとより、都市計画等他の土地利用計画との調整を図ることにより、計画的な土地利用の確保に努めるとともに、無秩序な市街化による農用地区域の減少を抑止する。

また、国及び地方公共団体が、農用地区域内にある農地を公用公共用に供するため、市町村整備計画の変更が必要となる場合には、当該整備計画の達成に支障がないかを総合的に検証するとともに、農用地区域内農地の農業上の利用の確保という国土利用上の責務に鑑み、関係機関と十分な協議、調整を行った上で必要性を判断するものとする。

④ 交換分合制度の活用

農業上の利用と他の用途の利用との調整により、農用地区域内農地の無秩序な潰廃を抑止する効果が見込まれる場合には、農振法による交換分合制度の活用を検討するものとし、農業振興地域内における集団的優良農地の確保と農業経営の基盤強化に努めるとともに、持続可能な農空間づくりを進める。

⑤ 推進体制の確立等

本基本方針及び市町村整備計画の策定・変更にあたっては、地域の振興及び環境保全対策等に関する諸計画との調和を図るものとする。

また、地域農業の発展的振興を図るため、関係部局間の連絡調整体制を整備することとし、大阪府においては、大阪府附属機関条例により設置する「大阪府農業振興地域整備審議会」、市町村においては、関係団体及び地域住民等から広く意見を求める機会を設け、農業振興地域制度の適切な運用及び諸施策の推進を図るものとする。

⑥ 担い手の育成・確保

大阪農業を支える担い手を育成・確保するため、「農の成長産業化推進事業」を活用し、農業者のビジネスマインドの醸成や経営能力向上を支援するほか、栽培技術講習会により技術力の向上に資する取組を行う。

また、農業参入機会を拡大するため、企業参入や準農家制度、新規就農村運営事業等により、幅広い人材の確保を進めていく。

⑦ 地産地消の推進

府内産農産物等を「大阪産(もん)」として、消費者である府民に対しPRを行うことで認知度の向上を図り、ブランドイメージの確立による消費拡大と高付加価値化を進め、農業所得の増加をめざす。また、生産から加工・販売までを一貫して行う6次産業化を積極的に推進し、企業連携による商品開発や販路拡大に向けた取組を進める。

また、農薬と化学肥料の使用量を従来の半分以上に削減して栽培された農産物を「大阪エコ農産物」として認証し、環境保全型農業を積極的に推進するとともに、府民の安全安心な農産物のニーズに応えていく。

さらには、生産地と消費地が近いという立地を活かし、直売所や朝市での直接販売による地産地消を実践するとともに、府内産農産物のPRを積極的に行い、消費者とのより一層の信頼関係を築くとともに、外食産業や学校給食における府内産農産物の利用拡大を推進することで、農地の確保を図る。

2 農業上の土地利用の基本的方向（農業地帯別）

府域は、東西方向に約20キロメートル、南北方向に約80キロメートルと細長く、西は大阪湾に面し、残る三方は北摂、金剛生駒、和泉葛城の山系に囲まれており、面積は約1,905平方キロメートルと狭小である。

市街地は、近郊に周辺山系や海辺を有し、淀川、大和川などの河川や丘陵部によって区分されており、令和元年7月1日現在の人口は、約882万人となっている。

都市的土地利用の進行により、府内のほぼ全域が都市計画区域となっており、その約5割を占める市街化区域については、人口密度が1ヘクタール当たり約91人で、全国平均と比べ高い状態となっている。

土地利用区分ごとの面積は、森林と宅地がそれぞれ府域全体の約3割を占める一方、農地は約1割で、農地面積は平成12年から17年度にかけ年間200ヘクタールほどの減少傾向であったが、平成17年度以降は年間約120ヘクタールの減少となっており、農地の減少は鈍化

傾向にある。

農業振興地域を中心とする農空間は、大阪市内中心部から 10 から 50 キロメートル圏内の丘陵部から平野部にかけてその多くが分布しており、21 市町村で指定している農業振興地域の総面積は、約 3 万 2,000 ヘクタールとなっている。

府内人口は現在約 882 万人であるが、令和 9 年には約 833 万人となると想定され（「大阪府の将来推計人口の点検について」から試算）、本格的な人口減少社会の到来による世帯数の減少が見込まれることから、既存ストックの有効活用を優先し、農地からの土地利用の転換を抑制するとともに、「大阪府土地利用基本計画」との整合を図る。

また、都市農業振興基本法に基づき、「都市農業の多様な機能の発揮」を目標とし、農地の有効活用及び適正保全を図り、農地と宅地等が共存する良好なまちづくりをめざす。

(1) 農業的土地利用の推進方向

農業・農空間は食料供給の場であるとともに、国土・環境保全、防災、景観、教育・福祉機能等多様な公益的機能を有し、府民の身近にあって欠かすことのできない貴重な財産であることから、農業者だけでなく府民全体で守っていくことが重要である。

そのため、都市的土地利用と農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、集团的優良農地を積極的に保全、確保するとともに、農業が適正かつ効率的に営まれる環境を維持し、府民全体が身近に農の実りを実感でき、かつ多様な参画を可能とする『農のある暮らし』の実現をめざす。

府内の各農業地帯における農業振興地域の保全・活用に向けた基本的な方向性は次のとおりである。

① 北部農業地帯

この地帯は、豊能地域と三島地域からなる淀川以北の地域で、北に自然豊かな北摂山系を有し、北・東と西はそれぞれ京都府と兵庫県に接している区域である。南部には大阪平野に続くなだらかな丘陵地があり、淀川の堆積作用で生まれた肥沃な土地には、現在も優良な農地が残っている。

北摂山系の山間部から平野部に流れる河川沿いに優良農地が広がっており、豊かな水源のもとで、水稻を基幹作物とした営農が中心であるため、府内でも田の占める割合が比較的高い地域となっている。また、中山間部には棚田が点在しており、景観形成上においても貴重な資源となっている。

南側平野部では、都市化が進行し、優良農地が減少傾向にあるが、水稻を中心に、露地野菜の栽培が点在している。

今後、優良農地の減少を抑制するため、農業振興地域の拡大や新規指定に取り組むとともに、農用地区域における適正かつ効率的な営農を推進し、農空間の保全と活用を図る。

② 中部農業地帯

この地帯は、大阪府の中央部に位置し、北は淀川、東は生駒山系、南は大和川に囲まれた、都市化の最も進んだ地域である。大部分の農地が平野部からそれに続く丘陵部に点在しており、約半分の農地が市街化区域内にある。

近年では、第二京阪道路の開通等により、農地面積のさらなる減少が進み、都市部の貴

重な農地の保全を図る必要性が高い区域となっている。

平野部では、ビニールハウスによる軟弱野菜や花壇苗の栽培が行われており、都市近郊の立地を活かした集約的な農業が実施されている。

生駒山系の緩傾斜地に点在する農地では、水稻、野菜類をはじめ、切り花や果樹の生産が行われており、直売所を中心に出荷されている。

今後、集团的優良農地を保全・確保するため、農業振興地域の新規指定、農用地区域の編入に取り組むとともに、農用地区域における適正かつ効率的な営農を推進し、農空間の保全と活用を図る。

③ 南河内農業地帯

この地帯は、大阪府の東南部に位置する大和川以南の地域で、金剛生駒山系、和泉葛城山系と泉北丘陵にはさまれ、豊かな緑と水に恵まれている。都市化の進展は比較的緩やかで、歴史的文化遺産が数多く存在し、多くの史跡や伝統的まちなみなどを有している一方、近接区域には大規模な住宅地が広がっている。

この地帯には、優良農地が多くあり、東の山麓部から西の平野部にかけて広がる地域では、野菜やぶどう、いちじくなど果樹の産地が形成されているとともに、なにわの伝統野菜の栽培も行われている。

また、中山間部には美しい棚田風景が形成されており、環境保全の活動等が行われている。

近年は、開発行為等により優良農地の潰廃が進行し、対策に苦慮していたところであるが、森林保全や環境対策等と連携し、違法行為の早期是正や未然防止に努めているところである。

今後、優良農地の減少を抑制するため、農業振興地域の拡大や新規指定に取り組むとともに、農用地区域における適正かつ効率的な営農を推進し、農空間の保全と活用を図る。

④ 泉州農業地帯

この地帯は、大和川以南の大阪湾岸部に位置し、東に泉北丘陵を有するとともに、南は和泉葛城山系をはさんで和歌山県と接している。

北部には、臨海部から内陸部にかけて広い平野と丘陵が広がっているが、南部に行くにしたがって山地が海岸線に迫っている。長い海岸線沿いの地域は工業系、丘陵部においては住宅系の土地利用がされており、農地は南部の平野部から丘陵部を中心に広がっている。

この地帯には、府内農地の約38%があり、野菜、花きなどの施設園芸を中心に、収益性の高い農業が営まれており、府内農産物の主産地が形成されている。

今後、集团的優良農地を確保するため、農業振興地域の拡大や新規指定に取り組むとともに、農用地区域における適正かつ効率的な営農を推進し、農空間の保全と活用を図る。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項（指定予定地域）

（単位：h a）

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
北部 農業地帯	能勢地域 (能勢町)	能勢町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 3,542 (農用地面積 1,298)
	豊能地域 (豊能町)	豊能町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,756 (農用地面積 <u>297</u>)
	茨木地域 (茨木市)	茨木市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 <u>2,284</u> (農用地面積 <u>513</u>)
	高槻地域 (高槻市)	高槻市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,078 (農用地面積 <u>453</u>)
	北部計		総面積 <u>9,660</u> (農用地面積 <u>2,561</u>)
中部 農業地帯	枚方地域 (枚方市)	枚方市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 320 (農用地面積 58)
	<u>四條畷地域</u> (<u>四條畷市</u>)	<u>四條畷市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域</u>	<u>総面積 114</u> <u>(農用地面積 59)</u>
	八尾地域 (八尾市)	八尾市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 140 (農用地面積 85)
	柏原地域 (柏原市)	柏原市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,180 (農用地面積 <u>177</u>)
	中部計		総面積 <u>1,754</u> (農用地面積 <u>379</u>)
南河内 農業地帯	羽曳野地域 (羽曳野市)	羽曳野市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,222 (農用地面積 <u>657</u>)
	富田林地域 (富田林市)	富田林市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,213 (農用地面積 <u>644</u>)
	河内長野地域	河内長野市のうち都市計画法の市街化区域及び	総面積 2,456

	(河内長野市)	農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	(農用地面積 381)
	太子地域 (太子町)	太子町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 707 (農用地面積 491)
	河南地域 (河南町)	河南町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,485 (農用地面積 502)
	千早赤阪地域 (千早赤阪村)	千早赤阪村のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 934 (農用地面積 212)
	南河内計		総面積 9,017 (農用地面積 2,887)
泉州 農業地帯	堺地域 (堺市)	堺市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,007 (農用地面積 645)
	和泉地域 (和泉市)	和泉市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 3,447 (農用地面積 1,150)
	岸和田地域 (岸和田市)	岸和田市のうち都市計画法の市街化区域、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 2,767 (農用地面積 886)
	貝塚・熊取地域 (貝塚市・熊取町)	貝塚市及び熊取町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等並びに貝塚市の自然公園法の国定公園の特別保護地区を除いた区域	総面積 1,780 (農用地面積 391)
	泉佐野・田尻地域 (泉佐野市・田尻町)	泉佐野市及び田尻町のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 1,120 (農用地面積 465)
	泉南地域 (泉南市)	泉南市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域	総面積 987 (農用地面積 361)
	泉州計		総面積 12,108 (農用地面積 3,898)
大阪府	合計		総面積 32,539 (農用地面積 9,725)

(注) 総面積：農用地面積のほか農業用施設用地、山林等を含めた農業振興地域として指定することを相当とする面積

農用地面積：農業振興地域として指定することを相当とする土地のうち田、畑、樹園地及び採草放牧地の面積（令和元年12月31日現在の確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査の面積府調べ）

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

(1) 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農地及び農空間は、農産物生産のための重要な基盤であるとともに、多様な公益的機能を有しており、その機能が十分に発揮されるよう府民、農業者、農業団体、行政が一体となって、都市農業の振興および農空間保全・活用の取組みを進めていく。

そのため、農業生産基盤の整備は、農地中間管理機構との連携を図りつつ、農地として利用すべき土地の農業上の利用を確保し、農地の効率的かつ安定的な利用を促進するとともに、多様な担い手の農業参入が可能となるような施設整備や、農業用施設を継続的かつ安定的に維持管理するための地域力向上に向けた取組みを推進する。

具体的には、ため池や農業用排水路等の土地改良施設の整備や、農地の利用促進及び農地中間管理事業による認定農業者等の担い手への集積・集約化を図る農地、農道などの整備、施設の機能を長期にわたり健全に維持するための長寿命化対策、農業集落道などの生活環境整備、市民農園などの交流基盤の整備など、地域の実状に応じたきめ細やかな対策を進めるとともに、ため池や水路を利用した防災訓練や環境学習、棚田保全等、府民協働による活動を実施する。

以上の基本的考え方に基づく各農業地帯別の整備に関する基本方向は、次のとおりである。

(2) 農業地帯別の構想

① 北部農業地帯

北摂山系の山間部においては、自然豊かな里山風景や棚田など、環境に配慮しつつ、多様な営農形態への対応が可能となるような生産基盤整備を進めるとともに、府民協働による保全活動等を推進し、地域力向上を図る。

丘陵部においては、ため池や井堰、農業用排水路等の改修を進め、安定的な農業経営に寄与するとともに、多面的機能向上のための利活用を推進する。

市街地周辺の平地部では、農業用水を安定的に確保するため、揚排水機場や用排水路などの農業水利施設の整備及び長寿命化を進めるとともに、都市と農村の交流を促進するため、地域の水辺保全活動、環境学習等を進める。

② 中部農業地帯

金剛生駒山系の山間部及び丘陵部においては、農地の持続的かつ安定的な利用を確保するため、小規模な農業用施設等の整備を含む、きめ細やかな対策を進めるとともに、持続的かつ安定的な農業経営を推進するため、ほ場整備など生産基盤の整備を進める。

市街地周辺においては、安定した農業用水の確保のため、ため池や用排水施設等の改修を進めるとともに、府民の農業に対する理解啓発を深めるため、水辺環境の保全や環境学習に取り組む。

③ 南河内農業地帯

金剛生駒山系及び和泉葛城山系の山間部及び丘陵部においては、流通機能向上のための基幹となる農道の整備を進めるとともに、生産性向上のためのほ場整備や農業用水の安定供給のためため池、用排水施設等の整備を進める。棚田等の貴重な歴史的景観資源につ

いては、府民協働による農空間保全活動を積極的に推進する。

また市街地周辺部においては、農業用水の安定確保を図るためのため池整備を進めるとともに、府民参加による農空間保全活動や水辺環境学習を実施し、農業への理解向上に向けた取組みを進める。

④ 泉州農業地帯

和泉葛城山系の山間部、丘陵部から平地部にかけては、優良農地の保全と確保を推進するため、都市的土地利用との調和に配慮し、基盤整備や農業用施設の整備を進め、生産地の確保に努める。

丘陵部から平野部では、かんがい用水の大部分をため池に依存しているため、農業用水の安定的な確保と、水質の改善による生産性の向上を図るため、用排水施設やため池の計画的な改修を実施するとともに、農業用施設の機能保全や長寿命化対策を進める。

また、都市と農村の交流を促進するため、府民参加による農空間保全活動や水辺環境学習を実施し、農業への理解向上に向けた取組みを積極的に推進する。

(3) 広域整備の構想

本府における農業生産基盤整備の広域的構想としては、南河内地域の山間・山麓部から泉州地域の山間部を結ぶ基幹農道の整備を推進し、農業・農村地域のみならず、観光・自然資源をネットワーク化し、都市部との交流の促進を目指す。

第4 農用地等の保全に関する事項

(1) 農用地等の保全の方向

農用地等は、新鮮で安全・安心な食料を生産、供給する場としてはもとより、国土の保全、水源涵養、環境保全や優良な景観の形成など、多様な公益的機能を有しており、農業生産活動をもってその機能が発揮されている。

しかしながら近年、農業の担い手不足、農家の高齢化の進行等により、荒廃農地の増加や農業用施設の管理不全などの問題が深刻化してきている。

そのため、農地中間管理事業による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化や、農業者に加え企業や新規就農希望者など、多様な担い手の参画により農地の有効利用を図る農空間保全地域制度の推進、農道や水路等の営農基盤の整備、農業水利施設の長寿命化対策などを進める。

また、耐震対策を含めたため池の計画的改修等を進め、大規模災害の未然防止と安定した農業用水の確保を図る。

(2) 農用地等の保全のための事業及び活動

① 農地防災事業の推進

老朽化したため池や農業用施設の計画的改修に加え、ため池等の耐震化やため池ハザードマップの作成を進めるとともに農業用施設を活用した防災訓練等を実施し、府民の安全安心の確保を図る。

② 荒廃農地の再生・発生防止

農地中間管理機構、市町村、農業委員会、農業協同組合等と連携し、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、「都市農業・農空間条例」に基づく、農空間保全地域制度を推進し、地域一体となり荒廃農地の発生防止及び再生・活用に取り組む。

③ 施設の機能を長期にわたり効率的に保全・活用するファシリティマネジメント

井堰、ため池、揚排水機場、農業用用水路、パイプライン等農業水利施設を将来にわたり効率的かつ有効に活用することを目的とし、「小型化」や「統合」、「長寿命化」、「多目的利用」等を促進する。

④ 地域ぐるみの保全活動

「多面的機能支払制度」や「農空間づくりプラン」など、農業者だけでなく、地域ぐるみで農空間を保全・活用する取組みを推進する。

⑤ 農空間の資源を活用した府民協働の推進

農空間での体験学習や出前講座など、将来を担う子どもたちの農業・農空間に対する理解の向上を図る活動や、農空間を巡るウォーキングツアーなど、地域協働イベント等により、広く府民が農にふれあう場の提供、さらには身近な農業用水路、ため池等を地域ぐるみで保全・活用する取組みなどを積極的に推進する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

「大阪産(もん)」の認知度向上による府内産農産物のイメージアップと消費拡大を図るとともに、「なにわ特産品」の生産振興や指定拡大を推進する。また、大阪独自の品種があり、一旦すたれてしまったものの、近年その特徴や希少価値から復活に向けて取組を進めている野菜を「なにわの伝統野菜」としてPRしていくなど、府内産農産物のブランド化を一層推進するほか、農薬と化学肥料の使用量を慣行栽培の5割以下に削減し、環境への負荷を軽減して栽培されたものを「大阪エコ農産物」として認証し、より安全・安心な農産物を府民に供給するとともに、生産物の高付加価値化による農業所得の安定確保を図る。

そのために、農業生産の増大と生産性の向上に向け、限られた土地資源を最大限に有効活用することを基本としつつ、農地中間管理機構との連携により、「都市農業・農空間条例」による大阪版認定農業者を含めた効率的かつ安定的な農業経営を行う者、とりわけ経営向上意欲の高い者への農地の集積・集約化を進め、経営規模の拡大を支援する。

一方、府内農家は、今後とも兼業化が進むことが予想されることから、賃借権などの利用権設定等を促進し、農用地を効率的かつ安定的に利用する能力を有する農業経営体の経営規模拡大に結びつけ、地域の特性に応じた営農類型の確立を図ることが必要である。

同時に企業や農地所有適格法人などによる新規参入など、多様な担い手への農地の集積・集約化を行い、その過程において、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業などの助成措置を中心とした、各種農用地流動化方策を積極的に活用するなど、農作業の受委託を含め、幅広い形での農用地の流動化を促進する。

また、農地中間管理機構である一般財団法人大阪府みどり公社や、市町村、農業委員会、農業協同組合等と連携し、効率的かつ安定的な担い手への農用地の集積・集約化を図り、持続的な農用地の有効利用と経営規模の拡大を推進する。

さらに、栽培作物の選定や不作付地の解消等による農用地の高度利用はもとより、農作業の共同化、効率化と農業用施設の共同利用等による有効活用を図る。

また、耕種農家と畜産農家の連携による地域複合経営を推進し、地力の維持増進等を図るものとする。

以上のような観点に立って、目標とする営農類型を各農業地帯別に示すと、次のとおりである。

① 北部農業地帯

中山間部においては、夏期の冷涼な気候を活かした果菜類や「能勢ぐり」、「高山真菜（たかやままな）」、「服部越瓜（はっとりしろり）」、「三島独活（みしまうど）」等の地域特産品のほか、花きに加えて新たな特産品としてぶどうの生産を振興するなど、特徴的な農業経営を推進するとともに、農産物直売などにより都市住民の多様なニーズに対応できる経営体を育成する。

さらに、面的にまとまった水稻栽培が行われている地帯であることから、大阪エコ農産物認証米等のブランド米の生産を推進するほか、農作業の受委託や、共同作業化等による農地の流動化を図り、農業者の高齢化に対応した地域営農の担い手確保に努める。

平坦部では、果菜類や軟弱野菜の栽培が行われているが、特に養液栽培や花壇苗栽培、観葉植物栽培等の企業的な農業経営を推進する。

また、伝統産業である植木生産については、消費者ニーズの変化に対応した農業経営体の育成を図る。

畜産については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び堆肥の利用の促進に係る法律（平成11年7月28日法律第112号（以下「家畜排せつ物法」という。））」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、生産性の高い畜産経営をめざす。

② 中部農業地帯

平坦部では、こまつな、しゅんぎく、ねぎ等の軟弱野菜や、葉ごぼう、えだまめ等の集約的栽培を推進し、農業経営の安定化を図る。

また、消費者のニーズに応じ、きく等の切り花、花壇苗生産等も推進する。

生駒山麓から中山間部にかけては、ぶどうの集約栽培による農業経営や観光農業、産地直売を取り入れた農業経営、切り枝花木等の花き栽培を中心とした農業経営を推進する。

水稻栽培については、れんげ栽培米等環境に配慮した米の生産等のほか、農作業の受委託や、共同作業化等による農地の流動化を図り、農業者の高齢化に対応した地域営農の担い手を確保する。

畜産については、「家畜排せつ物法」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、生産性の高い畜産経営をめざす。

③ 南河内農業地帯

平坦部では、なす、きゅうり、いちご、軟弱野菜等の施設栽培、都市近郊の優位性を活

かせるいちじく栽培等を促進し、これらのブランド化を図るとともに、直売等の推進により付加価値の高い農業経営を推進する。

基盤整備実施地区では、機械化等による省力化を進め、大規模野菜産地の形成に向けての取組みを積極的に推進する。

金剛生駒山系山麓部では、ぶどうの施設栽培はもとより、ぶどうやみかん狩り等の観光農業経営や、産地直売を中心とした農業経営により、都市住民との交流を積極的に推進するとともに、多様なニーズへの対応が可能となるような農業経営体を育成する。

また、花きについては、庭園用樹の生産と合わせて、花壇苗や切り花生産による農業経営を育成する。

水稲栽培については、「東条ほんわか米」、「河南の水越米」、「高向ほたる米」など、環境にやさしい米の生産を推進するとともに、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、農業者の高齢化に対応した地域営農の担い手を育成する。

畜産については、「家畜排せつ物法」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化、生産性の高い畜産経営をめざす。

④ 泉州農業地帯

平坦部では、キャベツを中心とした土地利用型の野菜栽培について、機械化等による省力化を進め、大規模野菜農業経営体を育成する。

ねぎ、しゅんぎく等の軟弱野菜及び特産の水なすやふきの施設栽培による農業経営を推進するとともに、みつば、トマトを中心とした養液栽培等、生産性の高い企業的な農業経営体の育成をめざす。

花きについては、卸売市場の大規模化に加え、消費者ニーズにも対応可能な切り花、花壇苗、鉢物を中心とした農業経営を推進する。

果樹は、高品質みかん栽培や、都市立地の優位性を活かせる完熟もも、いちじく栽培等による農業経営体を育成するほか、新たな特産果樹としてのぶどう栽培を推進する。

水稲栽培については、農作業の受委託、共同作業化等による農地の流動化を図り、農業者の高齢化に対応した地域営農の担い手を育成する。

さらに、市民農園や直売所等を拠点に、都市住民との交流を積極的に推進するとともに、多様なニーズへの対応が可能となるような農業経営体を育成する。

畜産については、「家畜排せつ物法」に基づき、環境保全を指導しながら、家畜堆肥の流通を促進するとともに、生産施設の近代化を促進し、畜産団地をはじめとして、生産性の高い畜産経営をめざす。

《個別経営体営農類型》

	経営類型	規模実面積 (ha)			内 容	労働力 (時間)	所得 (万円)	農 業 地 帯				備 考
		露地	施設					北 部	中 部	南 河 内	泉 州	
1	野菜専作 I (ハウス軟)	0.95	0.65	0.3	しゅんぎく周年 ハウス延べ 80 a	(主)2,000 (補)4,000	600 [1,000]	○	○	○	○	自動袋 詰め機

	弱野菜経営 I)				こまつな周年 ハウス延べ 40 a ねぎ周年 40 a 水稲 25 a	(雇)1,800 (計)7,800]						
2	野菜専作 I (ハウス軟 弱野菜経営 II)	0.55	0.35	0.2	しゅんぎく ハウス延べ 80 a 葉ごぼう 15 a 水稲 20 a	(主)2,000 (補) 500 (計)2,500]	640 [690]	○				
3	野菜専作 II (養液栽培 経営 I)	0.5	0.25	0.25	トマト(年間2作) 養液栽培延べ 40 a 軟弱野菜 ハウス延べ 20 a 水稲 25 a	(主)2,000 (補)4,000 (雇) 900 (計)6,900]	690 [1,090]	○	○	○	○	
4	野菜専作 II (養液栽培 経営 II)	0.7	0.25	0.45	ミニトマト 養液栽培周年 20 a 軟弱野菜 ハウス延べ 25 a 水稲 25 a	(主)2,000 (補)3,000 (計)5,000]	610 [910]	○	○	○	○	選果機
5	野菜専作 III (養液栽培 経営 III)	0.65	0.45	0.2	みつば 養液栽培延べ 25 a 軟弱野菜 ハウス延べ 60 a 水稲 20 a	(主)2,000 (補)4,000 (雇)3,100 (計)9,100]	600 [1,000]				○	
6	野菜専作 III (ハウス果 菜類経営 I)	0.77	0.3	0.47	半促成なす (3~7月どり) ハウス 30 a 抑制きゅうり (9~11月どり) ハウス 30 a 軟弱野菜 ハウス延べ 30 a ずいき ハウス 10 a 水稲 30 a	(主)2,000 (補)4,000 (雇)3,000 (計)9,000]	470 [860]			○	○	
7	野菜専作 III (ハウス果 菜類経営 II)	0.67	0.3	0.37	半促成なす (2~7月どり) ハウス 20 a しゅんぎく ハウス延べ 30 a	(主)2,000 (補)3,400 (計)5,400]	670 [1,010]				○	

					ずいき ハウス 10 a 水稲 30 a							
8	野菜専作Ⅲ (ハウス果 菜類経営 Ⅲ)	0.5	0.2	0.3	半促成なす (10～6月どり) ハウス 30 a 水稲 20 a	(主)2,000 (補)4,000 (雇)1,500 (計)7,500	530 [930]			○	○	
9	野菜専作Ⅳ (ハウス果 菜類経営 Ⅳ)	0.6	0.3	0.3	いちご ハウス延べ 60 a 水稲 30 a	(主)2,000 (補)2,500 (計)4,500	580 [830]				○	
10	野菜専作Ⅴ (施設、露地 野菜経営 Ⅰ)	1.8	1.4	0.4	ふき (10～5月どり) ハウス 40 a 冬キャベツ 70 a (1～3月どり) たまねぎ 10 a さといも 10 a 水稲 50 a	(主)2,000 (補)3,200 (計)5,200	680 [930]				○	根掘り上 げ機
11	野菜+水稲 Ⅰ	2.1	2.1		冬キャベツ 80 a (1～3月どり) ねぎ周年 50 a ほうれんそう 40 a 水稲 130 a	(主)2,000 (補)4,000 (雇)1,900 (計)7,900	650 [1,050]			○	○	
12	野菜+水稲 Ⅱ	5.0	5.0		冬キャベツ 400 a (1～3月どり) さといも 100 a 水稲 150 a	(主)2,000 (補)4,000 (雇) 700 (計)6,700	600 [1,000]			○	○	キャベツ 200 a は 借地にて 作付。
13	野菜+果樹	0.6	0.4	0.2	半促成なす (2～7月どり) 20 a しゅんぎく ハウス延べ 20 a いちじく 10 a 水稲 30 a	(主)2,000 (補)3,000 (計)5,000	700 [1,000]			○	○	
14	野菜+きの こ	0.7	0.4	0.3	トマト 雨よけ施設 20 a ほうれんそう 20 a しゅんぎく ハウス 20 a	(主)2,000 (補)4,000 (雇)1,500 (計)7,500	530 [930]	○			○	

					しいたけ(周年) 30 a 原木 10,000 本 水稲 30 a							
15	果樹専作 I (ハウスぶどう経営 I)	1.5	0.2	1.3	ぶどう デラウェア 加温ハウス 超早期加温 30 a 普通加温 30 a 無加温ハウス 40 a 直売 20 a 大粒系 30 a	(主)2,000 (補)4,000 (計)6,000	420 [820]		○	○		
16	果樹専作 I (ハウスぶどう経営 II)	1.5	0.2	1.3	ぶどう デラウェア 加温ハウス 超早期加温 30 a 普通加温 30 a 無加温ハウス 30 a 直売 20 a ピオーネ 無加温ハウス 40 a	(主)2,000 (補)4,000 (計)6,000	410 [810]		○	○		
17	果樹専作 I (ハウスぶどう経営 III)	1.2		1.2	ぶどう デラウェア 加温ハウス 普通加温 30 a 巨峰 加温ハウス 50 a 無加温ハウス 40 a	(主)2,000 (補)3,000 (計)5,000	520 [810]		○	○		
18	果樹専作 I (ハウスぶどう経営 IV)	1.3	0.5	0.8	ぶどう デラウェア 加温ハウス 普通加温 20 a 無加温ハウス 30 a ピオーネ 無加温ハウス 30 a マスカットベリー-A 露地 50 a	(主)2,000 (補)2,600 (計)4,600	570 [830]		○	○		一部 観光・直売
19	果樹専作 II (もも・みかん経営)	2.2	2.2		もも 50 a 温州みかん 超早生 40 a	(主)2,000 (補)3,600 (計)5,600	480 [840]			○	○	自動式防除機

					早生 60 a 普通 70 a							
20	果樹専作Ⅲ (多品目複 合経営)	1.85	1.45	0.4	もも 25 a ぶどう 巨峰 無加温ハウス 40 a かき 40 a 温州みかん 普通 80 a	(主)2,000 (補)3,300 (計)5,300	610 [940]			○	○	自動式防 除機
21	果樹+きの こ(くり・ しいたけ複 合経営)	6.2	6.1	0.1	くり 400 a しいたけ(周年) 原木 10,000本 水稲 210 a	(主)2,000 (補)4,000 (雇)100 (計)6,100	470 [870]	○				
22	果樹直売 (みかん直 売経営)	2.3	2.3		温州みかん 超早生 30 a 早生 100 a 普通 100 a	(主)2,000 (補)3,800 (計)5,800	460 [840]			○	○	直売所
23	果樹直売Ⅱ (多品目複 合経営)	1.0	0.6	0.4	いちじく ぶどう 大粒系 40 a デラウエア 20 a マスカットベリーA 30 a	(主)2,000 (補)1,500 (計)3,500	730 [870]			○	○	直売所
24	花き専作+ 水稲Ⅰ(き く専作経 営)	1.2	0.8	0.4	夏ぎくハウス 20 a 半電照ぎくハウス 20 a 露地ぎく 40 a 水稲 40 a	(主)2,000 (補)4,000 (雇)1,600 (計)7,600	610 [1,010]	○			○	
25	花き専作+ 水稲Ⅱ(切 花専作経 営)	0.6	0.2	0.4	球根切花 ハウス 40 a 1,2年草切花 ハウス 40 a 水稲 20 a	(主)2,000 (補)2,100 (計)4,100	600 [800]	○			○	
26	花き専作+ 水稲Ⅲ(鉢 物専作経 営)	0.6	0.2	0.4	洋ランハウス デンドロビウム または鉢物 40 a 水稲 20 a	(主)2,000 (補)2,000 (計)4,000	620 [820]	○			○	一部貸鉢 (観葉植 物)を含 む
27	花き専作+ 水稲Ⅳ(苗	0.7	0.5	0.2	花壇苗 ハウス延べ 40 a	(主)2,000 (補)3,300	610 [940]	○	○	○	○	

	物 専 作 経 営)				露地 延べ 20 a 水稲 40 a	(計)5,300]						
28	花き専作+ 水稲Ⅴ (植 木 専 作 経 営)	2.8	2.8		植木 (ビヤクシン、さ つき等) 210 a 水稲 70 a	(主)2,000 (補) 700 (計)2,500]	600 [670]	○		○		
29	花き専作+ 水稲Ⅵ (切 花 花 木 経 営)	1.75	1.75		切り枝花木 70 a 夏秋ぎく 20 a 秋菊 40 a 水稲 65 a	(主)2,000 (補)4,000 (雇) 700 (計)6,700]	600 [1,000]	○	○	○	○	
30	水稲作業受 託	5.0	5.0		水稲 5 a 水稲小規模作業受託 25 a	(主)2,000 (補)2,550 (計)4,550]	880 [1,140]	○	○	○	○	ほ場整備 ライスセ ンター整 備農地の 集積機械 倉庫
31	環境保全型 農業	0.6	0.3	0.3	環境保全型農業 トマト (半促成) 30 a こまつな 60 a ほうれんそう 30 a 水稲 30 a	(主)2,000 (補)4,000 (雇) 900 (計)6,900]	640 [1,040]	○	○	○	○	生物農薬 寒冷紗被 覆有機質 資材近紫 外線カッ トフィル ム
32	環境保全型 農業Ⅱ	0.4	0.2	0.2	環境保全型農業 しゅんぎく 80 a 大阪しろな 80 a 水稲 20 a	(主)2,000 (補)2,750 (計)4,750]	640 [910]	○	○	○	○	生物農薬 寒冷紗被 覆有機質 資材近紫 外線カッ トフィル ム
33	酪農	0.15	0.04	0.11	乳牛 (経産牛) 50 頭 (育成牛) 10 頭	(主)2,000 (補)1,500 (雇)1,500 (計)5,000]	740	○	○	○	○	牛舎 600 ㎡牛糞処 理 施 設 450 ㎡搾 乳機器一 式
34	肉用牛肥育	0.2	0.05	0.15	肉用牛 (乳用種) 100 頭	(主)2,000 (補) 500 (雇) 500]	560	○	○	○	○	牛舎 1,200 ㎡ 牛糞処理

						(計)3,000						施設 300 m ²
35	養豚(肥育)	0.2	0.05	0.15	肥育豚 800 頭	(主)2,000 (補) 500 (雇) 500 (計)3,000	680		○		○	豚舎 900 m ² 発酵型 豚糞処理 施
36	養鶏	0.1	0.02	0.08	採卵鶏 5,000 羽 育成鶏 2,000 羽	(主)2,000 (補)2,000 (計)4,000	707	○	○	○	○	鶏舎 650 m ² 自動集卵 装置発酵 型鶏糞処 理施

(注1) 所得の項目において[]の数字については、補助労働を含めた農家所得の合計である。

(注2) 労働力は家族労働として主たる経営者1名と専従者2名を想定した。専従者は一人当たり年間2000時間を上限とする労働とし、それ以外に労働力が必要なときは雇用労働力で確保した。時期・季節に伴う労働力の調整については、特に配慮していない。

(注3) (主)は経営者、(補)は家族(専従者)、(雇)は雇用者とする。

《組織経営体営農類型》

	経営類型	規模実面積(ha)		内 容	労働力 (時間)	所 得 (万円)	農 業 地 帯				備 考
		露地	施設				北 部	中 部	南 河 内	泉 州	
1	観光農業Ⅰ	2.8	2.8	みかん狩り・直売 250 a さつまいも掘り 30 a	構成員 5 (主) 2 (補) 3	1,950	○	○	○	○	
2	観光農業Ⅱ	4.0	4.0	みかん狩り・直売 100 a ぶどう狩り・直売 300 a	構成員 10 (主) 3 (補) 7	3,170	○	○	○	○	
3	観光農業Ⅲ	3.0	2.5	0.5 ぶどう ピオーネ 雨よけハウス 30 a いちご 無加温ハウス 20 a 花摘み園 延べ 60 a さつまいも掘り 10 a 貸し農園 160 区画	構成員 20 (主) 3 (補) 17	3,050	○	○	○	○	

					直売所 1棟							
4	花き専作	1.7		1.7	球根切花 ハウス延べ 110 a 一二年草 ハウス延べ 60 a 洋ラン ハウス 30 a	構成員 4 (主) 3 (補) 1 [(雇) 20]	4,300					○
5	野菜・花壇 苗生産	0.5		0.5	野菜類苗 (なす・トマト等) 130万鉢 花壇苗(草花) 70万鉢	構成員 5 (主) 3 (補) 2 [(雇) 2]	2,340	○	○	○	○	
6	水稲(作業 受託)	55.0	55.0		水稲 5 ha 水稲作業受託 50 ha	構成員 6 (主) 2 (補) 4 [(雇) 6]	3,490	○	○	○	○	
7	大規模施設 野菜	1.5		1.5	半促成なす 1.5 ha 抑制きゅうり 1.5 ha	構成員 4 (主) 1 (補) 3 [(雇) 20]	6,540				○	すべて借地 と仮定した
8	大規模露地 野菜	10	10		1.5冬キャベツ 9 ha たまねぎ 1 ha さといも 1 ha 水稲 9 ha	構成員 3 (主) 1 (補) 2 [(雇) 2]	2,620				○	全て借地と 仮定した

(注1) 所得には構成員賃金及び雇用労賃を含んでいる。

(注2) No.7, 8の経営類型の構成員は、家族経営体(主たる経営者1名と補助従事者2~3名)を想定

(注3) 専従者は一人当たり年間2000時間を上限とする労働とし、それ以外に労働力が必要なときは雇用労力で確保した。時期・季節に伴う労働力の調整については特に配慮していない。

(注4) (主)は経営者、(補)は家族(専従者)、(雇)は雇用者とする。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

(1) 重点作物別の構想

本府における農業労働力は、都市化の進展や産業構造の変化に伴い、基幹的農業従事者が減少している。また、農業従事者に占める高齢者や女性の割合が高くなるなどの傾向が目立っており、こうした状況への対応が迫られている。

一方、都市住民からは、生鮮食料品等の安定的供給が強く望まれるとともに、農畜産物に対する安全性、新鮮さ、おいしさに対する期待が高まっており、今後需要の増大が見込まれる野菜、果樹、畜産物等を中心として、消費者のニーズにきめ細かく対応できる都市農業の振興を図っていく必要がある。そのために、農畜産物の種類に応じた集出荷体制や農産物直売所をはじめとする地域の消費者ニーズ等に配慮した多様な流通施設の計画的な配置とその整備を行い、地産地消を推進する。

また、都市近郊に立地することの優位性を活かした観光農業施設の整備を進める。

育苗と生産の分業化による農作業の省力化を図るための育苗施設等の整備や省農薬・省エネルギー栽培やスマート農業の推進に対応する生産施設の整備など、生産の合理化と企業化を推進するとともに、未利用資源堆肥化施設等の環境・衛生対策のための施設整備を推進する。

(2) 農業地帯別の構想

① 北部農業地帯

この地帯の農業生産は、自然条件等から水稻をはじめ野菜、果樹（くり）、花き、きのこ類、酪農、養鶏などが中心となっている。

今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。

ア 水稻

米づくりの基本技術の励行を徹底し、良質米の安定生産に努める。また穀物乾燥調製施設の利用や、受委託栽培の拡大に向けた共同利用機械の整備等による生産の省力化及び生産組織の育成を図る。

イ 野菜

準高冷地の立地条件を生かし、トマトなどの果菜類や、葉菜類の産地育成に努めるとともに、多品目少量生産に対応すべく、直売施設の整備による地産地消の取組みを進める。

ウ 果樹

基幹作物であるくりの産地振興に向けて低樹高栽培の普及などによる園地の近代化・省力化・高品質化を進め、生産性の向上を図る。

エ 花き

切花、植木、花壇用苗物などの花き生産については、品目別に生産施設や機械の整備を図る

オ きのこ類

山間部の農業として、ヒラタケの施設栽培やシイタケ栽培が行われており、生産施設の整備並びに近代化を進め、高品質なきのこ生産に努める。

カ 酪農

規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設の近代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進するとともに、集送乳施設の整備充実とその効率的運用による集送乳の合理化及び家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。

キ 肉用牛

規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設及び家畜排せつ物処理施設について、近代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進する。

ク 養鶏

飼養規模に適応した省力化かつ近代的な飼養管理施設の整備を推進するとともに、鶏卵集荷選別施設等の整備により、鶏卵の地場流通を推進する。

② 中部農業地帯

この地帯の農業生産は、水稻、野菜、果樹、花き、酪農が中心であり、都市部への野菜、果実等の供給地としての役割が期待されている。今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。

ア 野菜

都市近郊の立地を活かした産地を育成するとともに、生産・集出荷・直売施設の近代化と組織化を図る。

イ 果樹

この地帯の基幹作目となっているぶどうは、栽培施設の高度化等により栽培管理、防除、収穫などの作業の省力化や消費者ニーズに対応した新品種の導入を進めるとともに、高品質化、販路の拡大など、販売力の強化を図る。

ウ 花き

切花を中心とした専作経営が多いことから、施設の近代化や省力化に努める。

エ 酪農

規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設の近代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進するとともに、集送乳施設の整備充実とその効率的運用による集送乳の合理化及び家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。

③ 南河内農業地帯

この地帯の農業生産は、石川流域の平地の野菜と金剛葛城山系の山間・山麓部の果樹を基幹作目として行われている。今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。

ア 野菜

果菜類、葉茎菜類等の栽培が盛んであるが、都市近郊の優位な立地条件を活かすため、近代的な施設の導入と生産出荷体制の強化により集団産地を育成する。

イ 果樹

ぶどうの生産地は、金剛葛城山系の傾斜地に集団化しており、栽培管理、防除、収穫等の作業の省力化や消費者ニーズに対応した新品種の導入を進めるとともに、高品

質化や販路拡大などの販売力強化を図る。

みかんは、園地整備等により省力化や高品質化を進め、産地の再編に努める。

また、いちじくやももの産地が形成されているので、都市近郊の特産果実として、完熟栽培等の品質向上を図る。

ウ 花き

花壇用苗物や鉢物を中心に、施設の近代化や省力化に努める。

エ 養鶏

飼養規模に適応した省力化かつ近代的な飼養管理施設や家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、鶏卵集荷選別施設等の整備により、鶏卵の地場流通を推進する

④ 泉州農業地帯

この地帯の農業生産は、平坦地の野菜と和泉葛城山系の山間・山麓部の果樹を基幹作物として行なわれているほか、花き、酪農の団地も形成されている。

今後の農業技術、生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。

ア 野菜

泉州キャベツや水なすをはじめ、多くの指定産地を有するなど、野菜の栽培が盛んであり、近代的な施設の導入と生産出荷体制の強化により集団産地を育成する。

イ 果樹

みかんは、最盛期に比べると作付面積が減少したが、なおこの地帯の山間丘陵地はみかんの主産地であり、栽培管理、収穫物の搬出労力の軽減を図るため、土地基盤の整備を行うとともに、一定規模の集団園を作業単位に、共同防除施設、土壌管理機械、作業運搬機械などの生産施設等の整備を実施し、省力化を推進する。

また、流通の改善を図るため、広域的な集選果施設及び貯蔵施設の整備を推進する。

さらに、ももなどの多彩な果実生産が行われており、都市近郊の特産果実として完熟栽培等の品質向上を推進する。

ウ 花き

きくを中心に球根切花、鉢物があることから、近代的な生産施設の整備を図り、主産地の形成及び産地の集団化を推進する。

エ 酪農

規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設の近代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進するとともに、集送乳施設の整備充実とその効率的運用による集送乳の合理化及び家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。

オ 肉用牛

規模拡大と生産の効率化を図るため、畜舎等の飼養管理施設の近代化及び高度な飼養管理技術の導入を推進するとともに、家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。

カ 養豚

飼養規模に応じた省力かつ近代的な飼養管理施設や家畜排せつ物処理施設の整備を推進する。

キ 養鶏

飼養規模に応じた省力かつ近代的な飼養管理施設や家畜排せつ物処理施設の整備を推進するとともに、鶏卵集荷選別施設等の整備により、鶏卵の地場流通を推進する。

(3) 広域整備の構想

農業近代化施設の広域的整備にあたっては、農業地帯別の生産動向を把握しつつ進めるものとするが、南河内地域の山間・山麓部から泉州地域の山間部を結ぶ基幹農道の整備との相乗的な効果を発揮すべく、集出荷施設の計画的な整備及び生産販売体制の確立に努める。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

府内の農家数は一貫して減少傾向にあり、特に販売農家数の減少が著しい状況である。一方、販売金額1,500万円以上の農家は僅かに増加しており、企業的農業経営者の育成をはじめとする主力農業者を確保・育成するとともに、準農家制度により就農を希望する人や、企業や農業者以外が農業参入するために必要な基盤整備及び施設整備に対する支援を進める。

また、6次産業化や直売・交流型農業への取組みなど、多様な形態の農業生産・販売活動が活発化してきており、農業者のニーズに対応した施設整備を推進する。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

主力農業者の育成及び確保を目的として、営農意欲が高い農業者に対し、生産、流通、加工、販売、交流等の機能を有した機械及び施設の整備を推進するとともに、高収益な作物及び栽培体系への転換を希望する農業者に対し、必要な施設整備に対する支援を行い、収益力強化並びに生産力向上に向けた取組みを推進する。

また、農地中間管理事業による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化により経営規模拡大を計画している地域の中心的な経営体に対しては、重点的に支援を行う。

さらに、集出荷場や農産物加工室、直売施設、共同利用機械など共同利用施設等の整備を推進し、生産コスト低減と高品質化を図る。

農作物の鳥獣害被害が著しい地区においては、侵入防止柵や捕獲機器の設置等による効果的な防除対策実施に対する支援を行い、安定した農業経営に寄与する。

(3) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

担い手の育成・確保に向け、農業次世代人材投資事業、青年等就農資金やスーパーL資金をはじめとした制度資金の活用を推進を図る。また、農地の円滑な取得等による利用集積を図るため、農業委員会等との連携により農用地に関する情報の収集と提供を行なう。

地域の農業が目標とすべき技術や知識、経験を持つ優秀な農業者を、府内の多様な担い手の育成リーダーとして「農の匠」に認定し、そのリーダーのもとへの農業実習生の受け入れをすすめるほか、地域農業の担い手として他産業並みの所得を得ることを目指す「認定農業者」に対しては、大阪府担い手育成総合支援協議会による経営改善のための研修会等の開催

や情報提供を行なう。

また、大阪府では小規模な農業者の多い実態を踏まえ、国の認定農業者に加え、地産地消に取り組む小規模な農業者を「大阪版認定農業者」として認定しており、農業者の積極的な取組みに対し育成支援することで、地産地消の推進や大阪エコ農産物の推進を図る。

高齢化や担い手不足に伴う荒廃農地の発生や、農業生産力の低下を防止するため、農作業の受委託等を一層促進し、必要な農業機械等整備の支援を進めて、営農組織の育成を図る。一方で、企業や新規参入者を確保・育成するため、経営力向上のための研修会等を開催するとともに、必要な情報の一元化を図り、関係機関との連携のもと、農業者のニーズに応じた支援を行なう。

また、農業者の労力軽減を進めるため、省力化技術の開発、多品目少量生産に対応した直売活動などへの指導援助を行うほか、起業化、法人化の推進、家族の就労条件を整備するための家族経営協定の普及に努める。

将来の担い手育成に向け、児童・生徒等の農業に対する理解を深め、職業観を醸成するために、教育委員会やJAグループと連携した学校教育田などの取組みを推進する。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

(1) 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

府内の農村部は、大阪大都市圏に内包されており、集団的な農用地が少ないことに加え、農外就業機会に恵まれていることから、販売農家に比べ自給的農家の割合が多い。

今後は、農業生産基盤、農業近代化施設等の整備を進め、農作業の省力化への取組みを進めるとともに、地域の特産物や恵まれた自然条件を活かし、直売所等を拠点とした地産地消を推進し、地元における安定就業を促進する。

(2) 農村地域における就業機会の確保のための構想

(1)の目標を踏まえて、農業労働に、他産業並みの休日や労働時間といったゆとりをもたらすよう、高性能機械の導入や農業機械のオペレーター集団の育成、農作業の受委託制度の取組みを推進する。

さらに、荒廃農地の発生が懸念される地域においては、農業生産を担うとともに農地管理等を行う[農地所有適格法人](#)や、新たな形態の経営体の育成、並びに企業参入等を図り、地域の就業機会が確保されるよう努めるものとする。

また、身近に「農」がある豊かな府民生活の実現のため、都市と農村の交流をさらに進め、都市住民の農業・農空間への理解を深めることが今後の農業振興に寄与することから、拠点となる直売所や地域資源を利用した観光農園をはじめとする多様な農業経営の形態を推進し、地元における安定的な就業の場の確保を図る。

なお、施設等の整備にあたっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農地の保全及び生産性の向上対策に配慮して行うとともに、既存ストックの活用も視野にいれたうえでの取組みを進める。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

本府では、著しい都市化の進展の中で、都市と農村の混在化という状況が生じている。

農村内における混住化や兼業化の進行は、府民の職業や生活意識の面で多様化をもたらし、従来のような同質の住民構成のもとで構築された生産・生活・文化体系を維持することは困難になってきている。

一方、今日、農村の持つ自然環境は、その多様な機能が評価されてきており、これを保全・活用することへの府民の期待は高まってきている。

このような状況の中で、農村が健全に発展し、地域社会に根付いた大阪農業の確立をめざし、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設整備を行うとともに、熟練農業者からの技術の継承や農村家庭の支えあいなどを通じて、農家はもちろん地域社会全体としての連帯感を醸成し、みどり豊かな景観や伝承・文化を持った活力ある農村社会を創り上げていくことが肝要である。

このため、都市と農村の交流拠点となる集会施設、農村広場、農村公園等の施設の整備を進め、地域農業の再編成はもとより、農業従事者の福祉の向上、健康増進、文化的活動の促進を図り、併せて地域における快適な定住条件の確保及び農業後継者の育成等に資するものとなるよう努める。

以上の基本的な考え方にに基づき、施設の整備構想を定めるにあたっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農地の確保に努めるとともに、都市と農村の共生をめざし、次により施設の適正かつ効率的な整備を図るものとする。

- (1) 対象となる施設は、緊急性が高いものから順次計画的に着手することとし、利用者数や利用形態に応じた適正な規模とする。
- (2) 農空間特有の広がりのある空間や、豊かな緑を十分活かす等、自然環境条件等に応じて、類似施設との機能分担を明確にし、併せて地域特産物の有効活用が図られるよう地域の特性に応じたものとする。
- (3) 整備する施設は、地域の農業振興に寄与するものを対象とするが、併せて農業従事者以外の地域住民に対する良好な生活環境の確保や農業従事者と地域住民との積極的な交流が図れるよう配慮する。
- (4) 施設の整備にあたっては、当該施設を利用する府民の自主的な参画により施設の維持管理及び運営が適正に行なわれるよう配慮する。



環境農林水産部農政室整備課 令和3年 月

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 電話 06-6941-0351

第2号議案

大阪府農業振興地域の変更

四條畷農業振興地域を新規指定する。

地区名	大字名	変更区分	変更予定面積(ha)	
			農業振興地域	
			うち農用地面積	
四條畷	上田原 下田原	新規指定	114.0	59.0

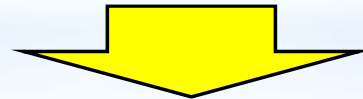
<理由>

本件地域では、生駒山系からの清流を用水源とした集約的農業が行われており、今後持続的かつ安定的な農業経営を推進するとともに、優良な農地を保全・確保することが適当であると考えられるため

【第2号議案】 大阪府農業振興地域の変更

＜農業振興地域の指定要件＞※農振法等による。

- ① 農用地等として利用すべき相当規模（約50ha以上）の土地があること
→農地、農村集落、農道、ため池などを含む広い範囲
- ② 農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること
→農地の利用集積等による持続的かつ安定的な農業経営
- ③ 土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当と認められること
→効率的な土地利用による農業生産性の向上



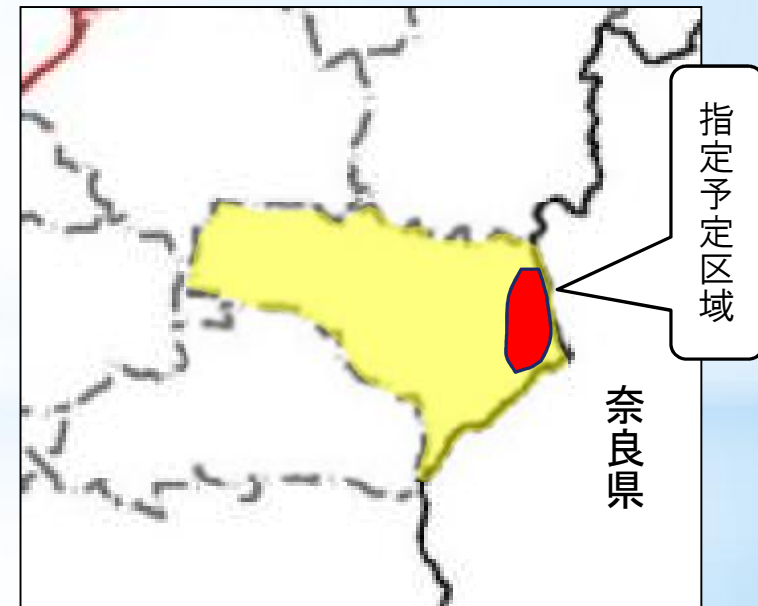
将来に向けた優良農地の確保と地域農業の振興

【第2号議案】 大阪府農業振興地域の変更

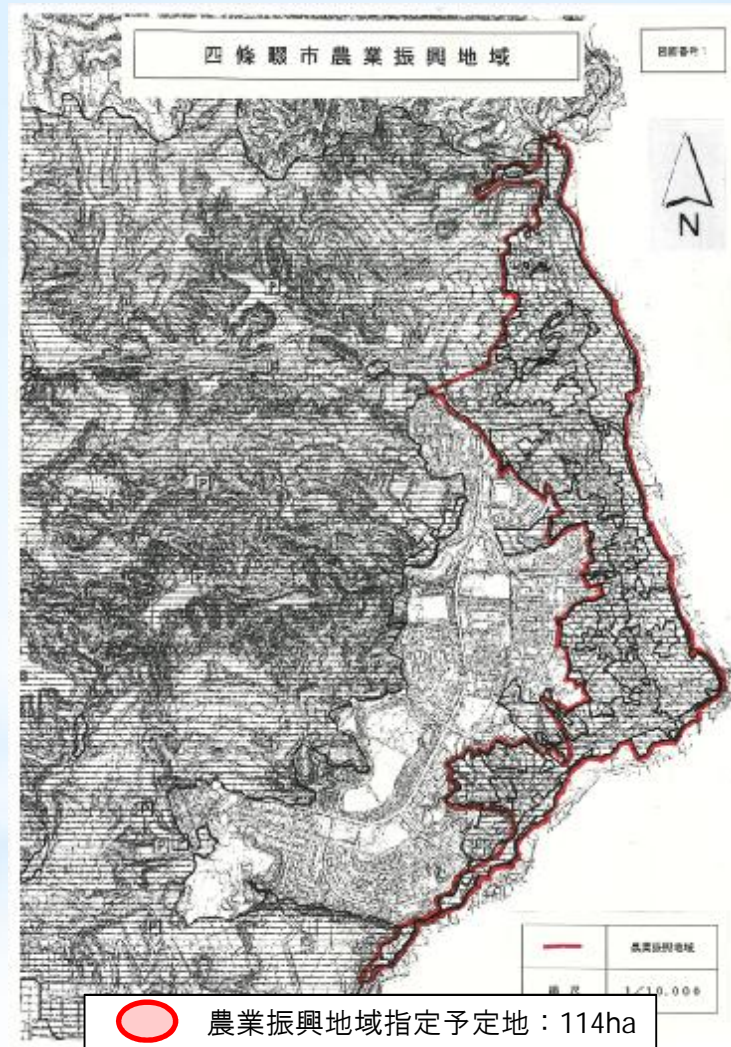


■ 四條畷農業振興地域（予定地域）

- ・ 区域面積：114ha
(うち農用地面積:約59ha)
- ・ 全域が標高100m以上



【第2号議案】 大阪府農業振興地域の變更



【第2号議案】 大阪府農業振興地域の変更

■今後のスケジュール（案）

関係各課との協議（都市計画法、森林法等各所管課）



府・市協議



公報登載（指定完了）



農振整備計画の策定（市）

・農用地区域の指定



事業着手

第3号議案

大阪府農業振興地域整備審議会 新たなおおさか農政検討部会 運営要領（案）

第1 趣旨

この要領は、大阪府農業振興地域整備審議会規則（平成24年大阪府規則第250号。以下「規則」という。）第六条第1項の規定により、大阪府農業振興地域整備審議会（以下「審議会」という。）に設置する新たなおおさか農政検討部会（以下「部会」という。）の組織及び運営について定める。

第2 所掌事項等

部会は、次の事項について調査審議する。

- (1) おおさか農政アクションプランの評価・点検に関する事
- (2) 大阪の農業振興を総合的に推進するための次期計画の策定に関する事
- (3) その他大阪農業の振興に関する事

第3 組織

- (1) 部会は、規則第六条第2項の規定により、会長が指名する者7名程度で組織する。
但し、うち1名は大阪府農業振興地域整備審議会委員の職にある者とする。
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、規則第六条第3項の規定により、会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第4 会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、これに属する委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 第2の(1)、(2)に係る部会の決議については、規則第六条第5項に定めるところにより、審議会の決議とする。
- (5) 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

第5 補則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成30年4月11日から施行する。

この要領は、令和3年5月 日から施行する。

大阪府農業振興地域整備審議会 おおさか農政アクションプラン評価・点検部会 運営要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">大阪府農業振興地域整備審議会 <u>新たなおおさか農政検討部会</u> 運営要領</p> <p>第1 趣旨</p> <p>この要領は、大阪府農業振興地域整備審議会規則（平成24年大阪府規則第250号。以下「規則」という。）第六条第1項の規定により、大阪府農業振興地域整備審議会（以下「審議会」という。）に設置する<u>新たなおおさか農政検討部会</u>（以下「部会」という。）の組織及び運営について定める。</p> <p>第2 所掌事項等</p> <p>部会は、次の事項について調査審議する。</p> <p>(1) おおさか農政アクションプランの評価・点検に関すること</p> <p><u>(2) 大阪の農業振興を総合的に推進するための次期計画の策定に関すること</u></p> <p><u>(3) その他大阪農業の振興に関すること</u></p> <p>第3 組織</p> <p>(1) 部会は、規則第六条第2項の規定により、会長が指名する者 <u>7名</u> 程度で組織する。但し、うち1名は大阪府農業振興地域整備審議会委員の職にある者とする。</p> <p>(2)(3) (略)</p> <p>第4・第5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">大阪府農業振興地域整備審議会 おおさか農政アクションプラン評価・点検部会 運営要領</p> <p>第1 趣旨</p> <p>この要領は、大阪府農業振興地域整備審議会規則（平成24年大阪府規則第250号。以下「規則」という。）第六条第1項の規定により、大阪府農業振興地域整備審議会（以下「審議会」という。）に設置するおおさか農政アクションプラン評価・点検部会（以下「部会」という。）の組織及び運営について定める。</p> <p>第2 所掌事項等</p> <p>部会は、次の事項について調査審議する。</p> <p>(1) おおさか農政アクションプランの評価・点検に関すること</p> <p>(2) その他大阪農業の振興に関すること</p> <p>第3 組織</p> <p>(1) 部会は、規則第六条第2項の規定により、会長が指名する者3名程度で組織する。但し、うち1名は大阪府農業振興地域整備審議会委員の職にある者とする。</p> <p>(2)(3) (略)</p> <p>第4・第5 (略)</p>

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 11 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 5 月 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 11 日から施行する。

ポストおおさか農政アクションプラン 3つの軸と将来のすがた

1. 成長と持続

論点

- ・主力農家の販売額をさらに高める方策は
- ・稼げる企業参入、新規就農者を増やすには
- ・スマート農業が成長と持続に寄与しているか
- ・経営のレジリエンスを高めるには何が必要か

具体的施策

- ・農業DXを取り入れた高収益型農業
- ・新たな企業参入促進制度
- ・担い手確保・収益向上に繋がる農業・農空間づくり

2. 環境

論点

- ・究極の地産地消
- ・なりわいとしての環境配慮
- ・環境負荷の低い都市構造の実現
(コンパクトなまちづくり)

具体的施策

- ・農による循環型都市の推進
(産業排出CO2の農業施用等)
- ・有機農業や脱プラ資材導入等の促進
- ・農業版ウーバー、やさいバス等、
新たな流通経路の確立

3. 価値創造

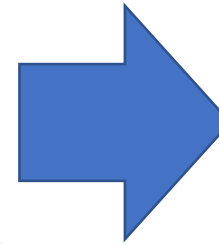
論点

- ・モノの価値創造 (健康など)
- ・体験の価値創造
- ・つながりの価値創造

具体的施策

- ・「農のある暮らし」の取組加速
- ・有機農産物や高機能性野菜 (濃い野菜) の
生産強化

ブレスト
検討資料



将来のすがた
(イメージ例)

担い手構造

農業ベンチャー
の活躍

まちのすがた

都心に
農のある暮らし

府民の暮らし

美味しく高機能な
大阪産(もん)で
健康な暮らし